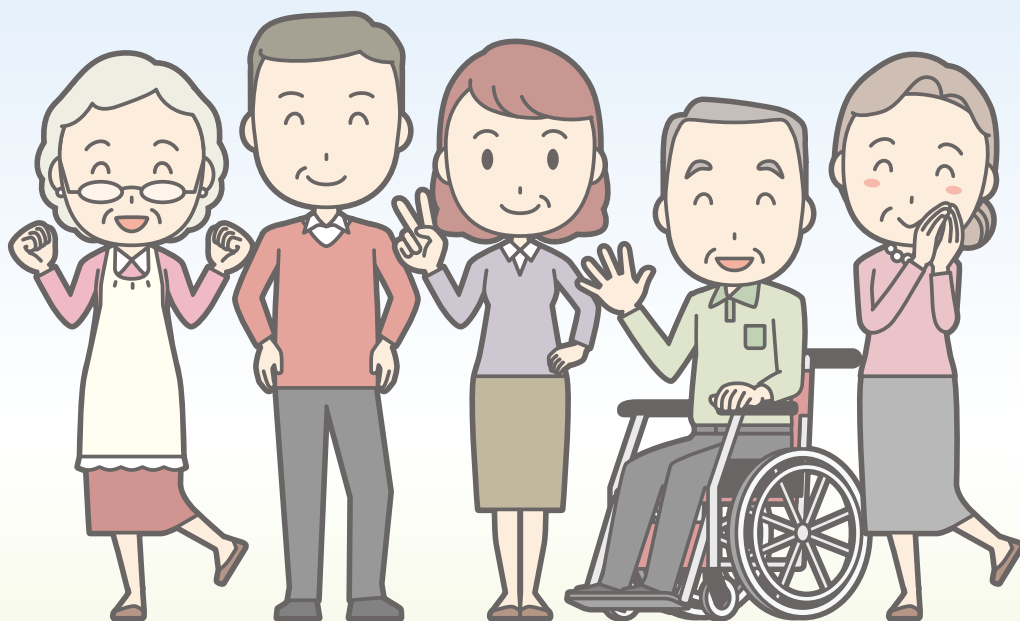


高齢者 あんしんガイドブック



野々市市

令和 **7** 年度

地域包括支援センターは身近な総合相談の窓口

地域包括支援センターは、介護・医療・福祉などの専門職が連携してさまざまな面から総合的な支援を行います

困りごとのご相談に

- 介護や生活に関する相談や心配ごとなどさまざまなご相談をお受けします
- 認知症に関する相談をお受けします

権利を守るために

- 成年後見制度の紹介をします
- 高齢者虐待に関する相談をお受けします

自立して生活できるように

- 要支援1・2の人や体の弱まりが見られる高齢者の介護予防の支援をします

暮らしやすい地域のために

- 地域サロンやコミュニティカフェの活動を支援します

<地域包括支援センター>

名 称	担 当	連 絡 先
本町地区地域包括支援センター	本町地区	076-246-8005
富奥地区地域包括支援センター	富奥地区	076-248-7676 (グループホームあんのん内)
郷・押野地区地域包括支援センター	郷・押野地区	076-256-3520 (南ヶ丘病院内)

介護保険のサービスで分からないことや苦情などはありませんか？

「サービス事業者の対応が悪い」「サービスをもっと上手く利用したい」など、サービスに関する不満や疑問、その他相談したいことがある場合は、下記の窓口にご相談ください。

①利用しているサービス提供事業者

各事業者は、提供したサービスに関して、利用者や家族からの苦情に対応するための相談窓口を設置しています。

②担当のケアマネジャー、地域包括支援センター職員

ケアプラン（介護予防ケアプラン）に位置づけられたサービス等について、利用者から苦情があった場合は、利用者や事業者から事情を聞き、適切な対応を行います。

③市町村窓口

野々市市介護長寿課では、苦情に対して調査、指導、助言を行います。

④石川県国民健康保険団体連合会（国保連）

介護サービス苦情相談窓口 電話 076-231-1110 を開設しています。
（受付時間 午前9時～午後5時 土曜日、日曜日、祝日を除く）



目次

健康づくり

生活習慣病予防 健康・栄養相談	3
各種健康診査	3

生きがいづくり

老人福祉センター椿荘	3
老人クラブ	3
寿大学校・寿大学院	4
公民館・女性センターサークル	4
健康クラブ	4
市内スポーツ施設	5
シルバー人材センター（会員登録）	5
ボランティア	5
敬老福祉金	5

安心・安全な生活

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯登録	6
傾聴ボランティア	6
ほっと安心（配食）サービス	6
特殊詐欺被害防止対策機器購入補助金	6
見守りあんしんシステム事業	7
認知症高齢者等見守りシール事業	7
自立支援型ショートステイ事業	8
自立支援型日常生活用具購入助成	8
高齢者・母子及び身体障害者除雪助成事業	8
シルバー人材センター（仕事依頼）	9
避難行動要支援者名簿登録	9
のの119シート	9
コミュニティバス「のっティ」	9
運転免許証自主返納支援事業	10
いしかわ支え合い駐車場	10
車いすの貸出	10
消費生活相談	10
空き家の放置防止	11

介護予防

介護予防教室	12
いきがいセンター	12
地域サロン・コミュニティカフェ	12

在宅福祉サービス（要介護認定のある方）

紙おむつ購入助成・外出支援サービス	13
寝具洗濯乾燥・理美容サービス	13
在宅支援型住宅リフォーム推進事業	14

認知症対策

認知症相談	14
認知症サポーター養成講座	15
高齢者見守りSOSネットワーク	15
福祉サービス利用支援事業	15

権利擁護

成年後見制度	16
高齢者虐待防止	16

介護保険制度

介護保険制度について	18
介護保険料	19
サービス利用の流れ	21
基本チェックリスト	22
要介護認定申請からサービス利用まで	23

介護保険サービス

介護予防・日常生活支援総合事業	24
介護予防サービス	26
介護サービス	29

介護給付

自己負担の割合	36
居宅介護サービス費等にかかる利用料の減免	36
高額介護（介護予防）サービス費の支給	37
高額医療・高額介護合算制度	37
居住費・食費の軽減（負担限度額認定）	38
介護保険サービス利用料の助成	39
介護保険の支給限度額超過分の助成	39

医療費控除・障害者控除

医療費控除	40
障害者控除	41

健康づくり

生活習慣病予防 健康・栄養相談

血液検査の結果などをもとに保健師・管理栄養士が生活習慣病や食事についての相談に応じます。

対 象 者 市民 ※完全予約制

問い合わせ 健康推進課（保健センター内） ☎ 248-3511

各種健康診査

加入している医療保険や年齢によって受けることのできる健診が違います。国民健康保険加入者は特定健診、75歳以上は後期高齢者健診、生活保護世帯の方は一般健診です。その他に、がん検診があります。

対 象 者 40歳以上の市民

問い合わせ 健康推進課（保健センター内） ☎ 248-3511

保険年金課 ☎ 227-6071

生きがいつくり

老人福祉センター椿荘

いきがいのある生活を送るための施設です。各種サークル、教養の向上等を行っています。

対 象 者 60歳以上の市民

使 用 料 無料

休 館 日 第1・3・5日曜日、第2・4月曜日、年末年始
敬老の日を除く祝日、8/15 ※木・土は送迎バス・風呂休み
※施設の大規模改修工事のため令和7年9月から令和8年10月まで全面休館を予定しています。

問い合わせ 老人福祉センター椿荘 ☎ 246-5570
矢作3丁目1-2

老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものとするため、健康の増進と教養の向上を目指すとともにレクリエーション等を通じ地域社会との交流を深めて高齢者の福祉増進を図っています。

対 象 者 60歳以上の市民

問い合わせ 老人クラブ連合会（社会福祉協議会内） ☎ 246-0112

寿大学校・寿大学院

寿大学校では、歴史、教養、健康など多彩な内容を年間を通して学びます。修了した人は、寿大学院に進むことができ、専門課程として書、園芸、コーラス、絵てがみ、ストレッチ＆ヨガ、歴史・文学、水墨画、コミュニケーションと心理学、食と料理の9コースがあり、各自の希望に合わせて選択できます。

対 象 者 寿大学校：60歳以上の市民で、1年間通して受講できる方
寿大学院：寿大学校修了者で、1年間通して受講できる方

募 集 時 期 寿大学校：年1回（4月）
寿大学院：年1回（3月）

問い合わせ 中央・野々市公民館（にぎわいの里ののいち カミーノ内） ☎ 248-0521
または生涯学習課 ☎ 227-6116

公民館・女性センターサークル

公民館・女性センターで行われているサークル活動です。各サークルの活動内容や活動日時等については、市ホームページ（QRコード）をご確認いただくか下記にお問い合わせください。



市ホームページ

対 象 者 市民

問い合わせ

野々市公民館	☎ 248-0521	富奥公民館	☎ 248-0829
郷公民館	☎ 248-0520	押野公民館	☎ 248-2839
女性センター	☎ 246-0810	または生涯学習課	☎ 227-6116

健康クラブ

市民体育館及びスポーツセンターを会場として毎週2回、軽スポーツを行っています。

対 象 者 おおむね60歳以上の人

問い合わせ 若葉健康クラブ ☎ 080-4257-4079（村上）
椿健康クラブ ☎ 090-2036-0318（米谷）

市内スポーツ施設

市民体育館、スポーツセンター、スポーツランドなどで、トレーニングやスイミングを行えます。利用できる種目、施設利用料や利用時間については、市ホームページをご覧ください。各施設にお問い合わせください。

対 象 者	どなたでも利用可能		
問い合わせ	市民体育館	☎	248-1223
	スポーツセンター	☎	294-5511
	スポーツランド	☎	294-5800

シルバー人材センター（会員登録）

仕事の依頼を受けた場合に、会員の希望・経験・体力などをよく考え、仕事の発注者や会員との合意の上で仕事をします。

対 象 者	原則60歳以上の健康で働く意欲のある人		
問い合わせ	シルバー人材センター	☎	294-8303

ボランティア

ボランティア活動、ボランティア保険については、市ボランティアセンターにお問い合わせください。

対 象 者	市民		
問い合わせ	ボランティアセンター（社会福祉協議会内）	☎	246-0112

敬老福祉金

多年にわたり社会に尽くしてきた長老者の労をねぎらうとともに、その長寿をお祝いするため、祝金を贈っています。

対象年齢	金 額
88歳	20,000円
100歳	100,000円
101歳以上	10,000円

※ 88歳の方は9月1日を基準日として、100歳以上の方は誕生日の後に進呈します。なお、1年以上継続して市内に住所を有する人に限ります。

問い合わせ	介護長寿課	☎	227-6067
-------	-------	---	----------

安心・安全な生活

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の登録

健康状態等で、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯での生活が不安だと思われる方に、高齢者福祉サービスの紹介や民生委員の見守り等の支援を行います。

対象者 ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 227-6067

傾聴ボランティア事業

傾聴ボランティアが自宅に訪問し、会話する中で安心感を与え、孤独感を解消します。

対象者 高齢者で希望する人

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 227-6067

ほっと安心（配食）サービス

調理や買い物が困難な方等に対して、安否確認のため自宅へ弁当を配達します。

対象者 安否確認または健康管理が必要と認められる人で、ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯、日中独居の要支援・要介護認定者の人（事前に家庭訪問し要否を判定します）

助成額 200円／1日

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 227-6067

特殊詐欺被害防止対策機器購入補助金

特殊詐欺事件の被害を未然に防止するために、自動通話録音装置などの機能が備わった機器の購入費用に対して補助金を交付します。

対象者 市内に住所を有する65歳以上の方（以下、高齢者）で、以下のいずれかに該当する人

- ・ひとり暮らしの人
- ・高齢者だけで生活されている世帯
- ・日中に高齢者のみとなる世帯

補助対象額 対象機器の購入費用の2分の1（上限1万円）
※千円未満の端数がある場合は切り捨て

対象機器 着信の相手方に対して、「この通話は、振り込め詐欺防止のため、録音されます。」などの自動音声流れ、通話内容を自動録音する機器。

問い合わせ 総務課 ☎ 227-6051

見守りあんしんシステム事業

ひとり暮らし高齢者等が安全に安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報装置を貸与し、急病や事故等の緊急事態に対処するとともに、健康・医療相談に専門のスタッフが24時間体制で対応します。

対 象 者 ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の登録をしている人

費 用 利用料 年額 3,603 円（月額 300.3 円）

設置工事費 6,000 円

※生活保護受給世帯は無料

設置する前に現在使用している電話回線の調査に伺います。

回線の利用ができない場合や固定電話がない場合については、携帯電話回線利用のため別途費用（月1,100円）がかかります。

問い合わせ 介護長寿課 ☎227-6067

認知症高齢者等見守りシール事業

令和7年6月から、市の高齢者等SOSネットワーク事業の一環として、「どこシル伝言板」システムを使った「見守りシール」の配布を開始します。内灘町、金沢市でも同様の事業が行われています。

概 要

認知症や認知症の疑いにより、行方不明になる恐れのある高齢者等のご家族の方に、QRコードが印刷された見守りシールを配布します。

このシールを、対象者の服や持ち物に貼り付けておき、行方不明発生時に発見者がスマートフォン等で読み取ることで、インターネット上の伝言板が表示されます。

また、QRコードの読み取り時や、伝言板への書き込みがあった際には、家族等へメールが自動送信されます。

発見者と家族等は、個人情報を開示することなく、伝言板を介して直接やり取りが可能なため、発見から保護、引き渡しを安心・安全・迅速に行うことができます。

配布対象者

認知症等高齢者で行方不明になる可能性のある市民（同時にSOSネットワークの登録もお願いします）

保護対象者が行方不明になったら

①伝言板に行方不明になった日時や場所などの情報を入力します。（市で情報を登録します。行方不明が発生したら、介護長寿課にご連絡ください。併せて最寄りの警察署へ捜索願を届け出てください。）

②対象者が発見され、発見者がQRコードを読み取ると、瞬時に家族等へ発見通知メールが送られます。また、発見者が発見情報を入力・送信すると、伝言板を介して発見者と家族等が直接やり取りできるようになります。

③発見者からの情報をもとに、家族等が対象者を迎えに行きます。

④お迎え完了後は、伝言板を「完了済」にして、やり取り内容を消去します。

自立支援型ショートステイ事業

家族が不在になるなど、自宅で1人で過ごすことが心配な高齢者を年14日を上限に、一時的に市の指定する施設でお預かりします。

対 象 者 要支援または要介護認定を受けていない65歳以上の人で同居家族の一時的な不在などにより日常生活の援助を受けることができない人

利 用 料 利用料：1日451円～ 、送迎片道：184円
食事代等、別途費用がかかります。

問い合わせ 介護長寿課 ☎227-6067

自立支援型日常生活用具購入費助成

要介護状態への進行を防止し、自立した生活ができるよう支援するため、日常生活用具の購入費を助成します。

対 象 者 用具が必要と認められる人で、本人の住民税が非課税で、要支援または要介護認定を受けていない65歳以上の人

助 成 額 用具の購入金額の90%（支給限度額 2万円）

対 象 用 具 入浴補助用具・歩行補助用具・排せつ関連用具・手すり

問い合わせ 介護長寿課 ☎227-6067

高齢者・母子及び身体障害者除雪助成事業

屋根及び玄関から生活道路までの除雪にかかる費用を助成します。

対 象 者 住民税非課税世帯の高齢者・母子・身体障害者及び療育手帳Aの人のみで構成される世帯

助成限度額 1回の除雪にかかる費用の50%を助成
ただし、1回18,000円までで、1冬期間5万円を上限とします

問い合わせ 介護長寿課 ☎227-6067

シルバー人材センター（仕事依頼）

健康で働く意欲のある高齢者が、専門業者に依頼するほどでもないちょっとした暮らしの困りごとを解決します。

対 象 者 市民

内 容

- ・ふすまや障子の張替え、網戸の張替え
- ・部屋の掃除や洗濯などの家事援助
- ・電球の取替え、玄関先の除雪 等

■ゴミ出しサービス（一般ゴミを集積所まで運びます。）
8枚つづり1,000円の券を購入（購入時から1年間有効）

問い合わせ シルバー人材センター ☎ 294-8303

避難行動要支援者名簿登録

災害時に迅速な避難を行うため、在宅の人で避難に支援を必要とする人の名簿を作成しています。この名簿は、災害時において避難支援や安否確認のため避難支援者に提供します。

対 象 者

- ・75歳以上の高齢者のみ世帯
- ・要介護3以上の認定を受けた人
- ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けた人
- ・療育手帳Aの交付を受けた人

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 227-6067

のの119シート

急変時に救急隊が医療機関へ搬送の際に必要な情報を1枚にまとめたものです。

対 象 者 65歳以上の人

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 227-6067

コミュニティバス「のっティ」

運賃は100円です。公共施設や病院、買い物など気軽にお出かけください。バスの床が低いので乗り降りも簡単です。回数券（11枚つづり1,000円、23枚つづり2,000円）も販売しています。

対 象 者 どなたでも利用可能

問い合わせ 都市整備課 ☎ 227-6118

運転免許証自主返納支援事業

自動車に代わる交通機関の10,000円相当の乗車券を交付します。以下から1つを選択することができます。

- ① のっティ・のんキー共通回数券
- ② ICカード「ICa」(北陸鉄道株式会社)
- ③ ICカード「ICOCA」(IRいしかわ鉄道株式会社)
- ④ タクシー乗車券

対 象 者 有効期間内に運転免許証を自主返納された65歳以上の人
※返納した日から60日以内に申請してください。

問い合わせ 総務課 ☎ 227-6051

いしかわ支え合い駐車場

日常的に多くの人利用される施設の障害者等用駐車場の適正利用を図るため、県内共通の利用証を交付します。

対 象 者 障害者や高齢者(要介護1以上)などで歩行が困難な人

交 付 窓 口 介護長寿課 ☎ 227-6067
福祉総務課 ☎ 227-6063
健康推進課 ☎ 248-3511

車いすの貸出

住宅で生活する中で、一時的に車いすが必要な場合に、車いすを無料で貸出します。貸出期間は2週間です。

対 象 者 市民

問い合わせ 老人福祉センター椿荘 ☎ 246-5570
社会福祉協議会 ☎ 246-0112

消費生活相談

契約・解約についての疑問やトラブルになった時の相談をお受けします。また、消費者トラブルに遭わないための防止策や解決方法について出前講座を行います。

対 象 者 市民

問い合わせ 消費生活センター(市民協働課内) ☎ 227-6054

住宅をお持ちの方へ（空き家の放置防止について）

近年、空き家の増加が社会問題になっています。

空き家を放置すると**様々な問題**が発生します。建物が傷み、瓦や外壁の落下などによって、他人に損害を与えたときは、所有者が損害賠償などの**管理責任**を問われることがあります。

建物が老朽化して問題が大きくなってから対処しようとしても、解決に時間がかかってしまうことがあります。

ぜひ、今のうちから建物の今後について考えてみましょう。



住まいの“これから”について、家族で話し合しましょう

誰に引き継ぐか、誰が管理するか、あらかじめ決めておきましょう。

長期間不在となる場合は、お知らせしましょう

長期間不在となる場合は、ご近所や町内会の方に連絡しておきましょう。本人や家族の連絡先を教えておくとう安心です。



「空き家バンク」の利用を考えてみましょう

「空き家バンク」とは、空き家の売却や賃貸を希望する場合に、市に空き家情報を登録し、利用を希望する方に情報を提供する制度です。

（担当）企画財政課 ☎ 227-6028



家財道具の処分を考えておきましょう

家財道具などの持ち物がたくさん残っていて、なかなか売却や解体ができないということがあります。前もって処分の費用なども調べておきましょう。**持ち物の整理**を早めにしましょう。

相続登記を忘れずに行いましょう

相続などで所有者が変わったら、**所有権移転登記**を早めに済ませ、現在の所有者を明確にすることが大切です。所有権の移転登記が行われていない場合、売却などの際にトラブルの原因になる可能性があります。今後の世代が困らないように、現時点で所有する物件の登記は正しく行っておきましょう。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

【お問合せ】

野々市市の空き家全般に関する相談

建築住宅課 ☎227-6087

売買、賃貸、管理、改修、解体、相続等の相談

石川県空き家総合相談窓口 ☎076-291-2255（平日9:00～17:00）

〔（公社）石川県宅地建物取引業協会内〕



介護予防

介護予防教室

元気で活動的な生活続けるために、介護予防（介護が必要な状態にならないように、心身の衰えを予防する取り組み）の講話や体操を行います。

対 象 者 市民または市内の団体等が主催する会合等

内 容 ・自宅でできる簡単な運動について
・筋肉を強くするための食事について
・認知症とその予防について
・お口ケアについて など

費 用 無料

問い合わせ 地域包括支援センター（P 1 参照）

いきがいセンター

週1回程度、趣味活動や軽運動などの介護予防活動を行います。

対 象 者 おおむね65歳以上で自宅に閉じこもりがちで、要支援または要介護認定を受けていない人（事前に家庭訪問し要否を判定します）

費 用 1回800円（昼食・入浴・送迎あり） ※生活保護世帯は400円

問い合わせ 地域包括支援センター（P 1 参照）

地域サロン・コミュニティカフェ

地域の集会場などで地域の住民が集まり、体力維持の体操や団らんを楽しみます。開催場所などの詳細はお問い合わせください。新規に立ち上げたい人もご相談ください。

対 象 者 市民

問い合わせ 地域包括支援センター（P 1 参照）

在宅福祉サービス

紙おむつ購入助成・外出支援サービス

在宅での生活を継続できるよう支援するため、指定の店舗で紙おむつ（尿取りパッド及びパッド用ホルダーを含む）を購入できる助成券及びタクシーの利用料を助成する券を交付します。

- 対 象 者** 要介護1～5の在宅の人
- 交 付 枚 数** 介護度に応じた助成券（500円券）の枚数
年間最大 要介護1、2：156枚
要介護3～5：180枚
※申請月によって交付枚数が変わります

要支援認定者の閉じこもり予防及び外出を支援するため、コミュニティバスのつていの乗車券を交付します。

- 対 象 者** 要支援1、2の在宅の人
- 交 付 枚 数** 年間最大 120枚
※申請月によって交付枚数が変わります
- 問い合わせ** 介護長寿課 ☎ 227-6067

寝具洗濯乾燥・理美容サービス

在宅での生活を継続できるよう支援するため、指定の事業所で利用できる寝具洗濯乾燥及び理美容の共通のサービス券（1,000円券）を交付します。

- 対 象 者** 要介護2～5の在宅の人
- 交 付 枚 数** 年間最大 20枚
※10月以降に申請があった場合、10枚
- 利 用 料** ・寝具洗濯乾燥の利用料
掛布団：1枚4,000円
敷布団：1枚4,000円
毛 布：1枚2,000円
・理美容（自宅への出張サービス）
料金は各理美容店へお問い合わせください
- 問い合わせ** 介護長寿課 ☎ 227-6067

在宅支援型住宅リフォーム推進事業

介護保険対象の住宅改修を、保険給付限度額を超えて行う場合の助成制度です。

対 象 者 要支援1・2、要介護1～5で、住民税非課税世帯または生活保護世帯の人
ただし、住民票上世帯が異なる（世帯分離している）同居家族がおり、その方が住民税が課税されている場合は対象となりません。

助 成 限 度

対象区分	助成率	助成限度額
生活保護世帯	100%	100万円
住民税非課税世帯	90%	100万円

※助成額は介護保険等から支給される額を引いた額となります。

申 請

事前と事後に申請が必要です。助成対象になる工事かどうか、必ず事前にご相談ください。

【事前申請に必要な書類】

- ① 申請書 ② 確約書 ③ 見積書（工事内訳書） ④ 改修前後の平面図
⑤ 改修前の写真（日付入り） ⑥ 賃貸住宅の場合は、賃貸人の承諾書

【事後申請に必要な書類】

- ① 工事完了届 ② 改修後の写真（日付入り） ③ 工事経費内訳書兼確認書
④ 助成金請求書 ⑤ 領収書

問い合わせ

介護長寿課 ☎ 227-6067

認知症対策

認知症相談

身近な場所で認知症に関する相談窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

【相談窓口】

相 談 窓 口		電 話	住 所
本町地区地域包括支援センター		246-8005	菅原町1番13号
富奥地区地域包括支援センター		248-7676	新庄2丁目14番地
郷・押野地区地域包括支援センター		256-3520	西部中央土地区画整理事業 施行地区56街区1番
グループホーム	あんのん	246-7700	新庄2丁目14番地
	イエローガーデン金沢白山	275-9771	柳町36番地2
	つばきれんげ	294-3737	蓮花寺町1番地1
	めいりんの里	248-8200	下林3丁目280番地

認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりとして、「認知症サポーター」を養成しています。自治会、企業、学校などを対象に、認知症への正しい理解や、認知症の人やその家族を温かく支援するための接し方などをお伝えしています。

対 象 者 市内に在住・在勤・在学の方で10人以上の団体

申 し 込 み 地域包括支援センター（P1参照）

高齢者見守りSOSネットワーク

行方不明になる可能性がある方の名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、高齢者が行方不明になった時に、地域の協力機関が業務に支障のない範囲で早期発見に協力します。

対 象 者 市内に居住する行方不明になるおそれのある
65歳以上の高齢者

問い合わせ 介護長寿課 ☎227-6067



福祉サービス利用支援事業

判断能力に不安のある高齢者や障害者に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行い、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。

日常なお金の管理のお手伝い	毎日の生活に必要なお金の出し入れ など
大切な書類などのお預かり	年金証書、不動産権利証、保険証書などの大切な書類 など
日常生活に必要な手続きのお手伝い	住民票の届出や印鑑登録などの行政手続き など
福祉サービスの利用のお手伝い	サービス提供事業者を選択するために、事業者の名称やサービス内容などの情報提供 など

利 用 料 1回1時間まで 1,350円 ※生活保護の受給者は無料

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎248-8210

権利擁護

成年後見制度

判断能力が不十分な人は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割など法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。

成年後見制度では、契約を本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消すことのできる（同意権・取消権）などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行います。

区 分	本人の判断能力	援 助 者	
後 見	全 く ない	成年後見人	監督人を選任することがあります
保 佐	特に不十分	保 佐 人	
補 助	不 十 分	補 助 人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

問い合わせ

金沢家庭裁判所

☎221-3225

高齢者虐待防止

あなたの周りにこんな事が起きていませんか？

高齢者の様子

- ☐説明のつかないけがや傷がある
- ☐「家にいたくない」「殴られる」等と言う
- ☐極端におびえたり、怖がったりする
- ☐強い無気力感やあきらめ、投げやりな様子がある
- ☐不自然な体重減少や極端に痩せてきた様子がある
- ☐他人の関与を必要以上に拒絶する
- ☐汚れたままの服装や悪臭の強い状態で過ごしている

など

養護者の様子

- ☐介護疲れや疾病等、つらそうな様子がある
- ☐高齢者を怒鳴っている声や、物を投げる音、叩く音など気になる音が聞こえる
- ☐高齢者に乱暴な言葉やののしるような言葉を投げる
- ☐高齢者に対して冷淡な言動や無関心な様子、支配的言動がある
- ☐高齢者を親戚や友人等に面会させないなど

虐待は5つに分類されています

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。

(例) ・たたく、つねる、殴る、ける、やけどを負わせる

・転落・徘徊防止のために車いすやベッドに体や手足をひもなどで縛りつける など



② 心理的虐待

脅す、侮辱する、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

(例) ・排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる

・子ども扱いをする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う など

③ 性的虐待

本人との間で合意がなされていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

(例) ・性的行為を強要する

・懲罰的に下半身を裸にして放置する など



④ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(例) ・必要な金銭を渡さない、使わせない

・本人の年金や預貯金を勝手に使う など

⑤ 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族等が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

(例) ・食事を与えない、オムツを交換しない、受診させない など

もしも、気になる様子があったときは・・・

その様子自体が、高齢者本人にとって支援を必要としているサインかもしれません。

虐待であるかどうかははっきりわからない場合でも相談、通報してください。

養護者による
虐待相談窓口

本町地区地域包括支援センター

☎ 246-8005

富奥地区地域包括支援センター

☎ 248-7676

郷・押野地区地域包括支援センター

☎ 256-3520

養介護施設従事者等による
虐待相談窓口

市役所介護長寿課

☎ 227-6067

守秘義務により、誰が連絡、通報したかが周囲に漏れることはありません。

介護保険制度

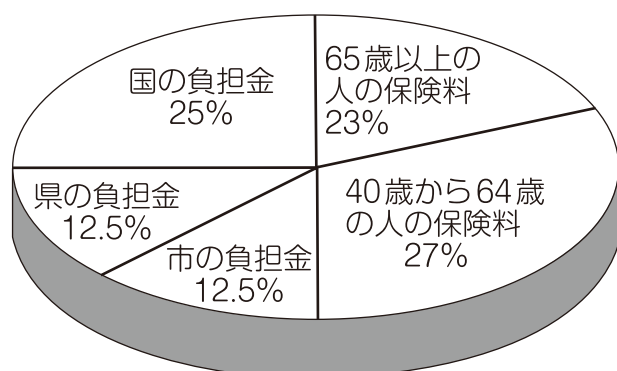
介護保険は、40歳以上の人が入会し、介護を必要とする方々が住みなれた地域で、できる限り自立した生活ができるように、社会全体で支えるためにつくられた制度です。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の人	40歳から64歳までの医療保険に加入している人
サービスを利用できる人	原因を問わず介護や支援が必要であると「認定」された人	初老期認知症や脳血管疾患など下記の特定期間が原因で、介護や支援が必要であると「認定」された人

※第2号被保険者の場合、介護保険で対象となる病気(特定疾患)には、次の16種類が指定されています。

- がん（医師が一般的に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の財源



65歳以上の人にご負担いただく介護保険料は、各市町村で3年に一度見直され、市で介護サービス給付費等にかかる総費用（利用者負担分は除く）の23%を65歳以上の人数で割った額になります。

令和6年度から令和8年度の3年間の介護サービス等の費用に必要となる介護保険料を見直したところ、介護保険料の基準額は【月額6,000円】となりました。



介護保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

決め方

令和6年中の本人の所得、令和7年度の世帯の市民税課税状況などに応じて下記の13段階に分けられます。

段 階	所得等の範囲		基準額に対する割合	年額保険料	月額保険料
第1段階	- 生活保護の受給者 - 老齢福祉年金受給者(※1)で、世帯全員が市民税非課税の人 - 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額(※2)の合計が80.9万円以下の人		×0.285	20,520円	1,710円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額(※2)の合計が	80.9万円を超え、120万円以下の人	×0.485	34,920円	2,910円
第3段階		120万円を超える人	×0.685	49,320円	4,110円
第4段階	本人が市民税非課税（同一世帯に市民税課税者がいる）で、課税年金収入額及び合計所得金額(※2)の合計が	80.9万円以下の人	×0.9	64,800円	5,400円
第5段階		80.9万円を超える人	基準額	72,000円	6,000円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が	120万円未満の人	×1.2	86,400円	7,200円
第7段階		120万円以上210万円未満の人	×1.3	93,600円	7,800円
第8段階		210万円以上320万円未満の人	×1.5	108,000円	9,000円
第9段階		320万円以上420万円未満の人	×1.7	122,400円	10,200円
第10段階		420万円以上520万円未満の人	×1.9	136,800円	11,400円
第11段階		520万円以上620万円未満の人	×2.1	151,200円	12,600円
第12段階		620万円以上720万円未満の人	×2.3	165,600円	13,800円
第13段階		720万円以上の人	×2.4	172,800円	14,400円

(※1) 「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受給できる年金です。

(※2) 「合計所得金額」とは、収入金額から公的年金控除や給与所得控除、長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除、必要経費を控除した後の金額のことで、人的控除等の控除をする前の所得金額です。

市民税非課税の方（第1～5段階）については、さらに公的年金等に係る雑所得を差し引くとともに、合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得（所得金額調整控除に該当している場合は、その調整控除前の金額）から10万円を控除します。

納め方

65歳になる誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例：5月1日が誕生日の人は4月分から納めます。

5月2日が誕生日の人は5月分から納めます。

年金が年額18万円以上の人は、年金から天引きとなります（特別徴収）。18万円未満の人や65歳になってからしばらくは、納付書または口座振替で納めます（普通徴収）。

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

決め方と納め方

加入している医療保険によってそれぞれ違います。

区 分	国民健康保険加入者	国民健康保険以外の保険の加入者
決 め 方	所得や世帯にいる40～64歳の介護保険対象者の人数で決まります。	加入する保険ごとに設定される計算方法によって決まります。
納 め 方	国民健康保険税として医療保険分と介護保険分をあわせて納めます。	医療保険料として給料から天引きされます。詳しくは、加入している医療保険の保険者に確認してください。

介護保険料を滞納していると自己負担が増えることがあります

納めている方との負担の公平を図るため、介護保険料の滞納期間に応じて次のように保険給付が制限されます。

(1) 1年以上滞納

利用者がサービス費用の全額をいったん自己負担しますが、申請により保険給付額が払い戻しされます。

(2) 1年6か月以上滞納

利用者がサービス費用の全額を自己負担しますが、後で払い戻しされる保険給付額が差し止められ、滞納保険料に充てられます。

(3) 2年以上滞納

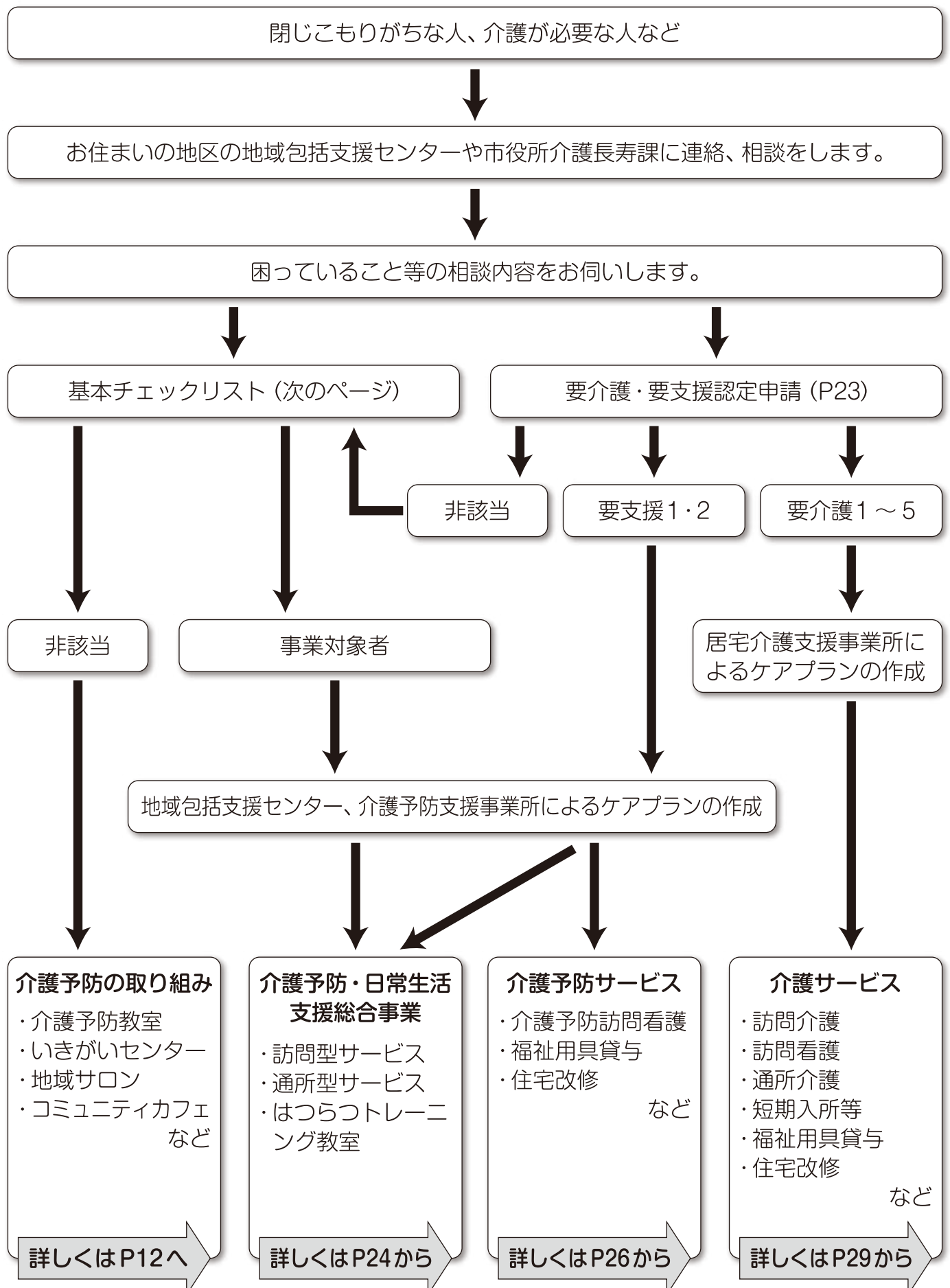
保険料の未納期間に応じて一定期間、自己負担が3割（3割負担の方は4割）に引き上げられます。また、高額介護サービス費の支給などが受けられなくなります。

どうしても保険料を支払えなくなったときはどうすればいいの？

災害により自宅などが著しい損害を受けた、または生計維持者の傷病等の影響により収入が減少したなどの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減免を受けられる場合があります。分割納付のご相談も受け付けておりますので、介護長寿課まで相談してください。



サービス利用の流れ



基本チェックリスト

■ 枠の○の数が多い場合や、気になる人は地域包括支援センターにご相談ください。

基本チェックリスト		回 答 ○をつけてください		■ 枠の○ の数は？
1	バスや電車で1人で外出していますか	は	いいえ	生活機能全般 個
2	日用品の買物をしていますか	は	いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	は	いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	は	いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	は	いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	は	いいえ	運動器の機能 個
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	は	いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	は	いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	は	いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	は	いいえ	
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	は	いいえ	栄養状態
12	身長 cm 体重 kg ※BMIが18.5未満ですか	は	いいえ	個
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	は	いいえ	口腔機能 個
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	は	いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	は	いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	は	いいえ	閉じこもり
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	は	いいえ	個
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	は	いいえ	認知症
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	は	いいえ	個
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	は	いいえ	うつ病 個
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	は	いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	は	いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	は	いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	は	いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	は	いいえ	

※BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

要介護・要支援認定申請から介護保険サービス利用まで

1. 介護認定の申請をします

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・介護保険証
(40～64歳の方は医療保険資格情報が確認できるもの)
- ・個人番号カード など

次のところでも申請を代行して
もらうことができます。

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所

2. 認定調査を受けます

訪問調査

調査員が自宅や病院などを訪問し、心身の状態について、本人や家族などから聞き取り調査をします。

主治医意見書

市から本人の主治医に依頼し、作成してもらいます。生活機能が低下した原因の傷病や治療内容、心身の状態について記載した書類です。作成のために受診が必要な場合があります。

3. 認定結果が届きます

認定調査の結果や主治医意見書の内容などから介護認定審査会で判定を行い、市から認定結果を通知します。
結果の区分：非該当、要支援1・2、要介護1～5

介護認定審査会

保健、医療、福祉の専門家で構成される会議で、一人ひとりの介護の必要性について審査・判定を行います。

4. ケアプランの作成を依頼します

サービスを利用するために必要な計画書を「ケアプラン」といい、本人の心身の状態などに基づいて決められたサービス内容や利用回数などが記載されています。

要支援1・2の方 地域包括支援センター、介護予防支援事業所

要介護1～5の方 居宅介護支援事業所

に依頼して作成してもらいます。

※ 施設サービス（P33）を利用する場合は、入所する施設に依頼することになります。

5. サービスを利用します

利用できるサービスの種類

要支援1・2の方 介護予防・日常生活支援総合事業（P24から）、介護予防サービス（P26から）

要介護1～5の方 介護サービス（P29から）

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、心身の状態の維持・改善と、悪化の予防を目的としたサービスです。

サービスを利用した場合は1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）が自己負担となります。

	1か月あたりの利用限度額	利用者負担額（1割の場合）
事業対象者	50,320円	5,032円
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円

自宅で受けられるサービス

自宅を訪問し介護予防を目的とした食事や入浴などの支援を行います。

◆訪問介護相当サービス

訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、入浴介護等の身体介護及び生活支援（家事援助）を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす			
1か月あたり		1回あたり	
週1回程度	1,176円	訪問介護相当サービス	287円
週2回程度	2,349円	20分～45分生活援助	179円
週2回超程度	3,727円	45分以上生活援助	220円
		短期間の身体介護	163円

◆生活支援訪問サービス

訪問介護員（ホームヘルパー）または一定の研修修了者（ののいちケアサポーター）が訪問し、買い物や掃除等の生活援助（家事援助）を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす			
1か月あたり		1回あたり	
週1回程度	940円	20分～45分生活援助	179円
週2回程度	1,879円	45分以上生活援助	220円
週2回超程度	2,981円		

※訪問介護相当サービスと生活支援訪問サービスを併用する場合は、1回あたりの単価を使用することになります。

※併用する場合は、訪問介護相当サービスの1か月あたりの単価が上限となります。

※加算減算については、訪問介護相当サービスは予防給付に準じ、生活支援訪問サービスは初回加算200円等があります。

日帰りで施設に通って受けられるサービス

食事や入浴、生活機能の維持向上のためのサービスなどが受けられます。

◆通所介護相当サービス

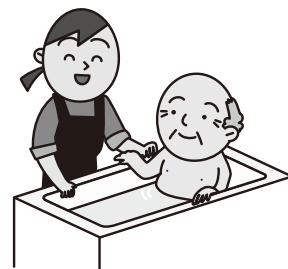
施設において、看護師や介護福祉士等の専門職の支援により日常生活における機能訓練等を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす（1か月）

要支援1または週1回程度の事業対象者	1,798 円
要支援2または週2回程度の事業対象者	3,621 円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。



◆自立支援通所サービス

施設において、介護福祉士又は一定研修修了者による体操や交流を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす（1か月）

要支援1または週1回程度の事業対象者	1,438 円
要支援2または週2回程度の事業対象者	2,896 円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。

◆はつらつトレーニング教室

筋力トレーニング等の運動を行うことにより、筋力やバランス能力向上や日常生活の改善を図ります。期間は3か月（25回）、週2回です。必要に応じて最大、6か月まで延長します。

参加費（希望者は送迎あり。欠席した場合、返還なし）

要支援1・要支援2・事業対象者	3か月（25回）まで	5,000 円
	4か月目以降6か月までは1か月毎（1か月あたり8回まで）	1,200 円

介護予防サービス

介護予防サービスは、心身の状態の維持・改善と、悪化の予防を目的としたサービスです。

要介護度ごとに利用できる限度額が決められており、限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）が自己負担となります。限度額を超えた場合は全額自己負担となります。

（各サービスの自己負担のめやすは一例です。詳細は、各事業所や地域包括支援センターにお問い合わせください。）

要介護度	1か月あたりの利用限度額	利用者負担額（1割の場合）
要支援 1	50,320円	5,032円
要支援 2	105,310円	10,531円

自宅で受けられるサービス

◆介護予防訪問入浴介護

入浴車で訪問し、入浴時の支援を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

1	回	856円
---	---	------

◆介護予防訪問リハビリテーション

専門家が訪問し、体操やリハビリなどの指導を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

1	回	298円
---	---	------

◆介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

医師の場合（月2回まで）		
単一建物居住者1人に対して行う場合	1回	515円
単一建物居住者2～9人に対して行う場合	1回	487円
上記以外の場合	1回	446円

◆介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の支援や診療補助を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

訪問看護ステーションから訪問する場合	20分未満	1回	303円
	30分未満	1回	451円
	30分～1時間未満	1回	794円
	1時間以上1時間30分未満	1回	1,090円

日帰りで施設に通って受けられるサービス

◆介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けられます。

※共通のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練（運動器機能向上）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や飲み込み訓練指導など（口腔機能向上）

などのメニューを必要に応じて利用できます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1か月）

要 支 援 1	2,268 円
要 支 援 2	4,228 円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。



短期間施設に泊まって受けられるサービス

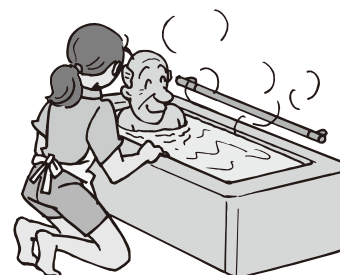
◆介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、介護予防を目的とした食事や入浴などの介護や生活全般の支援、機能訓練が受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

単独型施設の場合

要 介 護 度	従来型個室・多床室	ユニット型個室等
要 支 援 1	479 円	561 円
要 支 援 2	596 円	681 円



◆介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした看護や医学的管理下の介護、機能訓練などが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

介護老人保健施設の場合

要 介 護 度	従来型個室	多 床 室	ユニット型個室等
要 支 援 1	579 円	613 円	624 円
要 支 援 2	726 円	774 円	789 円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に滞在費、食費等の実費もかかります。

施設に入って利用するサービス

◆介護予防特定施設入居者生活介護

住宅型有料老人ホームなどで、介護予防を目的とした食事や入浴などの介護や生活全般の支援、機能訓練などが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

要 支 援 1	183 円
要 支 援 2	313 円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に、入居一時金、食費等の実費もかかります。

その他のサービス

◆地域密着型サービス

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護予防小規模多機能型居宅介護 など

34ページをご覧ください。

◆在宅介護の環境を整えるサービス

介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具購入費の支給

介護予防住宅改修費の支給

} 32ページをご覧ください。



介護サービス

介護サービスは、できる限り自分らしく自立した生活を送ることを目的としたサービスです。自宅で受けられるサービスと、施設で受けられるサービスがあります。

居宅サービス

要介護度ごとに利用できる限度額が決められており、限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）が自己負担となります。限度額を超えた場合は全額自己負担となります。

（各サービスの自己負担のめやすは一例です。詳細は、各事業所やケアマネジャーにお問い合わせください。）

要介護度	1か月あたりの利用限度額	利用者負担額（1割の場合）
要 介 護 1	167,650 円	16,765 円
要 介 護 2	197,050 円	19,705 円
要 介 護 3	270,480 円	27,048 円
要 介 護 4	309,380 円	30,938 円
要 介 護 5	362,170 円	36,217 円

自宅で受けられるサービス

◆訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、入浴、排泄の世話などの身体介護や洗濯、掃除、調理などの生活援助を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

身体介護中心	20分未満	163 円
	20分以上30分未満	244 円
	30分～1時間未満	387 円
	1時間以上	567 円（30分ごとに82円）
生活援助中心	20分～45分未満	179 円
	45分以上	220 円

生活援助は、利用者がひとり暮らしまたは同居家族等が障害・病気および同様のやむをえない事情のため、家事を行うのが困難な場合に利用できます。

◆訪問入浴介護

入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

1	回	1,266 円
---	---	---------

◆訪問リハビリテーション

専門家が訪問し、リハビリを行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

1	回	308 円
---	---	-------

◆居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが、療養上の管理や指導などを行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

医師の場合（月2回まで）		
単一建物居住者1人に対して行う場合	1回	515 円
単一建物居住者2～9人に対して行う場合	1回	487 円
上記以外の場合	1回	446 円

◆訪問看護

看護師などが訪問し、療養上の世話や診療補助を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす（1回）

訪問看護ステーションから 訪問する場合	20分未満	314円
	30分未満	471円
	30分～1時間未満	823円
	1時間以上1時間30分未満	1,128円

日帰りで施設に通って受けられるサービス

◆通所介護（デイサービス）

食事や入浴、生活機能の維持向上のためのサービスなどが受けられます。

※共通のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練
(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や飲み込み訓練
指導など（口腔機能向上）

などのメニューを必要に応じて利用できます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

通常規模の施設 6時間以上7時間未満の場合

要介護1	584円
要介護2	689円
要介護3	796円
要介護4	901円
要介護5	1,008円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。

◆通所リハビリテーション（デイケア）

機能訓練などが受けられます。

※共通のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や飲み込み訓練
指導など（口腔機能向上）

などのメニューを必要に応じて利用できます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

通常規模の施設 6時間以上7時間未満の場合

要介護1	715円
要介護2	850円
要介護3	981円
要介護4	1,137円
要介護5	1,290円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。



短期間施設に泊まって受けられるサービス

◆短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事や入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

併設型施設の場合

要介護度	従来型個室・多床室	ユニット型個室等
要介護1	603円	704円
要介護2	672円	772円
要介護3	745円	847円
要介護4	815円	918円
要介護5	884円	987円

◆短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、看護や介護、機能訓練などの医療が受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

介護老人保健施設の場合

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室等
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に滞在費、食費等の実費もかかります。

施設に入って利用するサービス

◆特定施設入居者生活介護

住宅型有料老人ホームなどで、食事や入浴などの介護や療養上の世話、機能訓練などが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に、入居一時金、食費等の実費もかかります。

在宅介護の環境を整えるサービス

◆福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

自分でできることを増やすため、介護者の負担軽減を図るための福祉用具を借りることができます。

○ → 利用できる

▲ → 原則、利用できない。

ただし、一部利用できる場合がありますので、ケアマネジャーにご相談ください

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く）	▲	○	○
・自動排泄処理装置	▲ (尿のみを吸引するものは利用できる)		○

※月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。（用具の種類や事業者によって料金は異なります）

◆福祉用具購入費の支給（介護予防福祉用具購入費の支給）

申請により購入にかかった費用（年度内に10万円が限度）の7～9割が支給されます。

- ・腰掛便座（ポータブルトイレ、便座の底上げ部材等）
- ・特殊尿器（自動排泄処理装置の交換可能部品）
- ・排泄予測支援機器 ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具部分
- ・歩行器 ・歩行補助つえ
- ・スロープ（工事を伴わないもの）

申請に必要なもの

- ① 福祉用具購入費支給申請書
- ② 領収書（宛名は被保険者のもの）
- ③ 請求書
- ④ 購入した用具の概要を記載してあるパンフレット等の書面

※指定を受けていない事業所から購入した場合は、支給の対象となりませんのでご注意ください。

◆居宅介護住宅改修費の支給（介護予防住宅改修費の支給）

生活環境を整えるため、次の住宅改修にかかった費用が支給されます。

支給額は、改修費（同一住宅につき20万円が限度）の7～9割となります。

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・その他これらの改修に付帯して必要な住宅改修

事前申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書
- ③ 見積書（工事費内訳書）
- ④ 改修前後の平面図
- ⑤ 改修前の写真（日付の入ったもの）
- ⑥ 賃貸住宅の場合は賃貸人の承諾書

事後申請に必要なもの

- ① 完了届
- ② 請求書
- ③ 領収書（宛名は被保険者のもの）
- ④ 工事費内訳書
- ⑤ 改修後の写真（日付の入ったもの）

※事前と事後に申請が必要です。助成の対象となる工事かどうか必ず事前にご相談ください。市作業療法士、住宅改修業者等が事前に改修箇所の確認をします。

施設サービス

施設サービスは、介護保険施設に入所（入院）し、それぞれの機能に応じて必要なサービスを受けることができます。入所の申し込みは直接施設に行います。

要支援の人は利用できません。

自己負担の費用は、施設サービス費の1割（**一定以上の所得がある人は2割または3割**）、居住費、食費、日常生活費の合計です。（居住費、食費については減額制度があります。詳しくは37ページをご覧ください）

◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

対象となるのは、常に介護が必要で、在宅での生活が困難な人です。原則として、要介護3以上の人が入所できます。入浴、排泄の介護などの日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理などが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

要介護度	従来型個室・多床室	ユニット型個室等
要介護3	732円	815円
要介護4	802円	886円
要介護5	871円	955円

◆介護老人保健施設

対象となるのは、病状が安定しており、リハビリや看護、介護を必要とする人です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリなどが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室等
要介護1	717円	793円	802円
要介護2	763円	843円	848円
要介護3	828円	908円	913円
要介護4	883円	961円	968円
要介護5	932円	1,012円	1,018円

◆介護医療院

対象となるのは、病状が安定している長期療養患者で、医学的管理が必要な人です。介護体制が整った医療施設に入院し、療養上の管理や看護、介護などが受けられます。

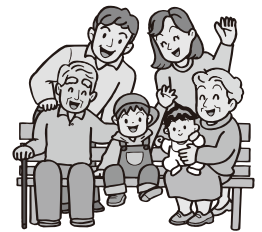
自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

	介護医療院	
要介護度	従来型個室	多床室
要介護1	721円	833円
要介護2	832円	943円
要介護3	1,070円	1,182円
要介護4	1,172円	1,283円
要介護5	1,263円	1,375円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするために提供されるものです。利用者は原則として野々市市の住民に限定されます。



◆(介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（事業所一覧はP14）

対象となるのは、急性期を除く認知症の人です。共同生活できる住居で、家庭的な環境の下、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援と機能訓練が受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
761円	765円	801円	824円	841円	859円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に、食費、管理費、光熱水費等の実費もかかります。

◆(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心としながら、短期間の「泊り」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす（1か月）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3,450円	6,972円	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に、食費、宿泊に要する費用、おむつ代等の実費もかかります。

◆看護小規模多機能型居宅介護

看護と介護を一体的に提供するサービスです。「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせたサービスで、「通い」「泊り」「訪問介護」「訪問看護」サービスを提供します。

自己負担（1割の場合）のめやす（1か月）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
12,447円	17,415円	24,481円	27,766円	31,408円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に、食費、宿泊に要する費用、おむつ代等の実費もかかります。

◆地域密着型通所介護（デイサービス）

利用定員18人以下の通所介護事業所で、食事や入浴、体操など生活機能の維持向上のためのサービスなどが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

所要時間6時間以上7時間未満の場合

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
678円	801円	925円	1,049円	1,172円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。

◆（介護予防）認知症対応型通所介護

認知症（急性期を除く）の方が、食事や入浴、生活機能の維持向上のためのサービスを受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

共用型の場合

所要時間6時間以上7時間未満の場合

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
424円	447円	457円	472円	489円	506円	522円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回訪問、または、随時連絡を受け利用者の居宅を介護職員が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行います。

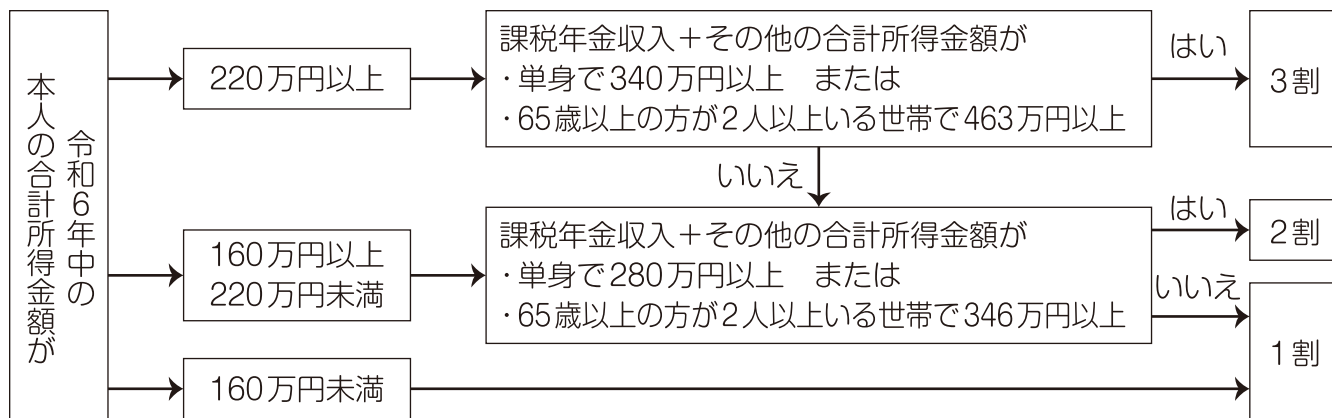
自己負担（1割の場合）のめやす（1か月）

	訪問看護サービスを行わない場合	訪問看護サービスを行う場合
要介護1	5,446円	7,946円
要介護2	9,720円	12,413円
要介護3	16,140円	18,948円
要介護4	20,417円	23,358円
要介護5	24,692円	28,298円

※随時訪問サービスを利用した場合、加算等により実際に支払う金額は変わります。

自己負担の割合

要介護度ごとに利用できる限度額が決められており、限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）が自己負担となります。限度額を超えた場合は全額自己負担となります。



※合計所得金額に、給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、合計額から10万円を控除します。

※「その他の合計所得金額」とは、年金以外の収入金額から給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。その所得金額からさらに、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります。

※40歳から64歳の方は、1割負担です。また、生活保護を受給している方も1割負担です。

居宅介護サービス費等にかかる利用料の減免

次に該当する人は、居宅介護サービス費等にかかる利用料の軽減を受けられる場合があります。

対象となる 場合	◎被保険者またはその属する世帯の生計維持者が、震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合 ◎被保険者の属する世帯の生計維持者が死亡、心身に重大な障害、長期入院により収入が著しく減少した場合 ◎被保険者の属する世帯の生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合 ◎被保険者の属する世帯の生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合
対象となる 介護サービス等	居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型（介護予防）サービス、施設サービス、（介護予防）住宅改修、通所型サービス、訪問型サービス
減免期間	減免の適用を決定した日が属する月以後、6か月以内
減免の割合	前年所得に応じて、自己負担の割合が下がります（例：1割→0.8割）

※申請に必要なもの……………①申請書、②り災証明書、医師の診断書の写しなど対象となる状況が分かる書類、③本人及び提出者の本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの公的な証1点または介護保険証、負担割合証、健康保険証など公的な証2点）

高額介護（介護予防）サービス費の支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には世帯合算）して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。対象となる際は、案内通知を送付します。一度申請を行えば、その後該当した月分も自動的に払い戻しが行われます。

区 分	対 象 者		上 限 額	
			個 人	世 帯
第 1 段階	生活保護の受給者		15,000円	
第 2 段階	世帯全員が 市民税	老齢福祉年金受給者 または 公的年金等収入額とその他の合計 所得金額の合計が80万円*以下	15,000円	24,600円
第 3 段階	非課税で	公的年金等収入額とその他の合計 所得金額の合計が80万円*を超える	24,600円	
第 4 段階（一般）	市民税 課税世帯で	世帯全員が課税所得145万円未満	44,400円	
第 4 段階 （現役並みⅠ）		課税所得145万円以上 380万円未満の人がいる		
第 4 段階 （現役並みⅡ）		課税所得380万円以上 690万円未満の人がいる	93,000円	
第 4 段階 （現役並みⅢ）		課税所得690万円以上の人がいる	140,100円	

※令和7年8月以降は、80万9,000円（令和7年8月施行予定）

高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担額が、1年間（8月～翌7月）で決められた限度額を500円以上超えた場合、申請により超えた分が支給されます。ただし、同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

対 象 者

国民健康保険加入同士など同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険の両方で自己負担額があった世帯。対象者には案内通知を送付します。

※医療と介護の自己負担額が、それぞれの限度額を超えているかどうかは問いません。

介護保険施設利用時の居住費・食費の軽減（負担限度額認定）

介護保険施設またはショートステイを利用する際の居住費（滞在費）・食費は、全額自己負担となりますが、下表の第1～第3段階に該当する人は、申請により、利用者負担額が軽減されます。

対 象 者 （下記の要件をすべて満たしている人）

- ・ 本人及びその配偶者（別世帯、内縁関係を含む）が住民税非課税であること
- ・ 本人と住民票上、同一世帯の人が住民税非課税であること
- ・ 利用者負担段階ごとに定められた収入・資産要件を満たすこと

利用者 負担段階	収入・資産要件	1日あたりの食費		1日あたりの居住費（滞在費）				
		施設 サービス	短期入所 サービス	多床室	従来型個室		ユニット型	
					介護老人 福祉施設等	介護老人 保健施設等	個室の 多床室	個室
第1段階	・ 生活保護または老齢福祉 年金受給者 ・ 預貯金等の合計が単身は 1,000万円、夫婦は2,000 万円以下	300円		0円	380円	550円	550円	880円
第2段階	・ 本人の年金収入等が80万 円※以下 ・ 預貯金等の合計が単身は 650万円、夫婦は1,650万 円以下	390円	600円	430円	480円	550円	550円	880円
第3段階 (1)	・ 本人の年金収入等が80万 円※を超え120万円以下 ・ 預貯金等の合計が単身は 550万円、夫婦は1,550万 円以下	650円	1,000円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第3段階 (2)	・ 本人の年金収入等が120 万円を超える ・ 預貯金等の合計が単身は 500万円、夫婦は1,500万 円以下	1,360円	1,300円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第4段階 【非該当】	上記いずれにも該当しない	1,445円		437円 (介護老人 福祉施設 等の場合 915円)	1,231円	1,728円	1,728円	2,066円

※令和7年8月以降は、80万9,000円（令和7年8月施行予定）

- ・ 年金収入等…公的年金等収入金額（非課税年金含む）＋その他の合計所得金額
- ・ 64歳以下の人の資産要件は、段階にかかわらず単身は1,000万円以下、夫婦は2,000万円以下

申請に必要なもの

- ①申請書
- ②本人及び配偶者の預貯金通帳等
- ③本人及び配偶者の個人番号が分かるもの
- ④申請者の本人確認書類
- ⑤（本人以外が申請する場合）本人の公的な証1点または委任状
- ⑥（本人以外が申請する場合）本人及び配偶者のハンコ

介護保険サービス利用料の助成

居宅介護（予防）の利用限度額内で、サービス利用料の一部が申請により払い戻されます。

対象サービス

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、訪問型サービス、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、通所型サービス、福祉用具貸与

申請に必要なもの

申請書、領収書（原本）、振込口座（被保険者本人名義）

申請ができる期間

当該サービスを利用した日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内

★令和6年4月サービス利用分から

対 象 者	令和6年4月1日現在、世帯全員が市民税非課税の人
助 成 割 合	50% ただし、助成額は1年度あたり30,000円が限度

※住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などに入所している人は対象となりません。

★令和6年3月サービス利用分まで

対 象 者	当該年4月1日現在 世帯全員が市民税非課税の人	当該年4月1日現在 世帯全員が市民税非課税で、 被保険者本人が身体障害者手帳 1・2級の交付を受けている人
助 成 割 合	25% ただし、助成額は1年度 あたり20,000円が限度	50% ただし、助成額は1年度 あたり30,000円が限度

介護保険の支給限度額超過分の助成

利用限度額を超えて居宅介護サービスを利用した場合、年間20万円分を対象に利用料の9割を助成します。

対象サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与

申請に必要なもの

申請書、領収書（原本）、振込口座（被保険者本人名義）、サービス利用票、サービス利用票別表、居宅サービス計画書

★令和6年4月サービス利用分から

対 象 者 (①・②のいずれか)	① 令和6年4月1日現在、世帯全員が市民税非課税の要介護3以上の人 ② 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
---------------------	--

※住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などに入所している人は対象となりません。

★令和6年3月サービス利用分まで

対 象 者	当該年4月1日現在、世帯全員が市民税非課税の要介護3以上の人
-------	--------------------------------

医療費控除・障害者控除

医療費控除

介護保険のサービスを利用した場合、次の場合は、医療費控除の対象になります。

居宅サービス

	区 分	居宅サービス等の種類
①	医療費控除の対象となるサービス	☆居宅サービス (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所療養介護 ☆地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る） 看護小規模多機能型居宅介護（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る）
②	①のサービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象となるもの	☆居宅サービス 訪問介護（生活援助中心型を除く） 通所介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 短期入所生活介護 ☆地域密着型サービス 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る） 看護小規模多機能型居宅介護（上記①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る） ☆地域支援事業 訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く） 通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）

施設サービス

	施 設 名	医療費控除の対象となるもの	医療費控除の対象とならないもの
③	指定介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設	自己負担額(施設サービス費、食費及び居住費)の1/2	日常生活費、 特別なサービス費用
④	介護老人保健施設	自己負担額(施設サービス費、食費及び居住費)全額	
⑤	指定介護療養型医療施設		
⑥	介護医療院		

領収証には「医療費控除の対象となる金額」が明記されていることが必要です。詳しくは、松任税務署（☎276-2345）までお問い合わせください。

おむつ代の医療費控除

6か月以上寝たきりの人で、おむつの使用について医師が必要と認めた場合、おむつに係る費用の医療費控除を受けることができます。

確定申告や住民税申告の際に、医療費控除の明細書とあわせて、「おむつ使用証明書」または「おむつ使用の確認書」を添付してください。

おむつ使用証明書

傷病等のためにおおむね6か月以上寝たきりであり、医師の治療のもとにおむつを使う必要があると認められるとき、**医師が発行する証明書**です。

- ・必要な費用：医療機関指定の診察料、文書料（詳しくは医療機関へ）

おむつ使用の確認書

傷病等のためにおおむね6か月以上寝たきりであり、医師の治療のもとにおむつを使う必要があると認められるとき、**市が発行する証明書**です。**要介護認定を受けており、要件を全て満たしている場合に限り**、発行ができます。

【要件】要介護認定に使用した主治医意見書において下記を満たすこと

- ・障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB1、B2、もしくはC2
- ・「失禁の対応」としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性が高い状態」であること

障害者控除

障害者手帳の交付を受けていない人も、下記対象者に該当する場合は申請により障害者控除を受けることができます。申請後、申請者へ『障害者控除対象者認定書』を送付します。

対 象 者 （下記の要件をすべて満たしている人）

- ・65歳以上で要介護認定者（要介護または要支援）であること
- ・要介護認定の「主治医意見書」で「障害高齢者または認知症高齢者の日常生活自立度判定基準ランク」に一定基準以上の記載があること

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・申請者の身分証明書

※要介護認定を受けている人でも障害者控除の対象にならない場合があります。また、本人及び扶養親族の所得税や住民税が非課税の場合は申請する必要はありません。

※要介護認定の「主治医意見書」の記載が一定基準未満であっても、法に基づく指定医が記載した『野々市市障害者控除対象者認定に係る意見書』で認定を受けることができる場合があります。詳しくは、野々市市介護長寿課（☎227-6066）までお問い合わせください。

認定を受けたら

要支援 1・2 → 地域包括支援センター、介護予防支援事業所
が介護予防ケアプランの作成を行います。

要介護 1～5 → 居宅介護支援事業所 がケアプランの作成を行います。

野々市市内の居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

令和7年4月1日時点で、指定のある事業所です。ただし、休止している事業所は記載していません。

有料老人ホーム 等併設	事業所	住所	電話
	医療法人社団仁智会 居宅介護支援事業所金沢南ケアセンター	蓮花寺町1番地1	076-294-3737
	居宅介護支援事業所 四季	矢作一丁目120番地 サニーデイズ107号室	076-229-7003
	居宅介護支援 そよ風	押野4丁目76番地	076-218-7766
	居宅介護支援事業所 ちきそら	位川226番地	076-209-6906
○	居宅介護支援事業所 ニルヴァーナ	住吉町26番46号	076-248-2230
	ケアマネ かんじん	新庄2丁目45番地	076-248-7770
	富樫苑居宅介護支援事業所	中林4丁目62番地	076-248-8474
	野々市市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	矢作3丁目1番地2	076-246-5570
	野々市訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所	野代2丁目145番地2	076-248-8707
	悠輝会 居宅介護支援事業所きらめき	郷2丁目220番地	076-248-0086

※住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅に併設している事業所については、施設入居者のみ利用対象としている場合があります。

小規模多機能型居宅介護（P34）を利用する場合

野々市市内の小規模多機能型居宅介護の事業所

事業所	住所	電話
小規模多機能ホーム ひなの家押野	押野1丁目31番地	076-287-5810
みのり	新庄3丁目140番地	076-248-7111

看護小規模多機能型居宅介護（P34）を利用する場合

野々市市内の看護小規模多機能型居宅介護の事業所

事業所	住所	電話
かんたきホーム あわだ	栗田一丁目126番地	076-225-6512



野々市市

お問い合わせ

野々市市役所 介護長寿課

介護保険係 ☎ 076-227-6066

高齢者福祉係 ☎ 076-227-6067